

一橋大学オープンアクセス方針

平成 29 年 10 月 19 日
学長裁定

(趣旨)

1. 一橋大学(以下「本学」という。)は、一橋大学研究教育憲章に基づき、新しい社会科学の探求と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開するために、オープンアクセスに関する方針を定めるものとする。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等(以下「出版者」という。)が発行する学術雑誌に掲載された、本学に在籍する専任教員(以下「教員」という。)の研究成果(以下「研究成果」という。)を、一橋大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(公開の例外)

3. 前項にかかわらず、著作権等の理由により、リポジトリによる公開が不適切である場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針の実施以前に、学術雑誌に掲載された研究成果及び本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針を適用しない。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

5. 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版(出版者版、著者最終稿等)を、本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、一橋大学機関リポジトリ管理運営規則(平成 19 年規則第 7 号)により取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の上、別に定める。

(実施日)

7. 本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。